

# The meaning of “Risk” in the essence of risk management

by Yoshio MORI

## 危険管理の本質にみる危険の意義

森 凱 雄

リスク（危険）なる言葉<sup>(1)</sup>は、古くから諸外国において、用いられていたものであり、企業に対する危険対策の一環としての「危険管理」(Risk management)の現出は、アメリカにおいて、第1次世界大戦後の1929年である。それが、学者によって文献として、活字<sup>(2)</sup>となったのは、アメリカにおいて1955年である。1960年以降、アメリカにおいて、「危険管理」なる言葉が、企業経営の重要な危険対策として充分普及せらるるに至り、企業側が利用するに至ったのである<sup>(3)</sup>。

初めは、企業の危険の処理全般についてはすべて保険(Insurance)を利用して、保険バイヤー、企業の保険管理者(Insurance manager)によって、それを処理したのであり、なお、今日まで、伝統的にかかる処理方策によって危険対策が行われているのである。が、しかし、その企業の危険事故対策としては、かかる保険バイヤーや、保険管理者のみに依頼して処理すべきなく、各企業の内部事情に精通するものが、直接、その危険の対策に対し行う必要があるという考えから、ここに、各企業毎に相応した対策が必要であることが認識され、この結果、経営の一環として、企業家自身みづから、企業側からの危険管理の考えをとることが、当然の理として、ここに新しい意味のもとに、危険管理なるものが生れたのである。しかし、もともとはやはり、保険が中心であったことはいうまでもない。なお、この Risk management 発展への助けとなったものとしては、今日1850の法人会員及び40の支部をかかえた米国保険管理協会(The American Society of

Insurance Management) や、米国経営協会(The American Management Association) の保険部門 (Insurance Division) があげられる。

特に、後者の活躍としては、1929年、ニューイングランドの製造会社 The Graton and Knight Company で会計次長の (Assistant treasurer) Percy D. Betrerley が、ニューイングランドのインシュランスバイヤー (各事業会社の保険契約担当者) 達の会議を提唱したことが初めであり、翌1930年、保険契約者の立場から、Insurance and Security というプログラムを、A. M. A. Financial Division が主催し、翌年の1931年、A. M. A Insurance Division が発足したのであるが、この部会は、各企業のリスク・マネジャーが、いかに危険を処理するかのことについて、組織せられたものであり、初めは、保険保護の改善の意図で、保険に関するいろいろな問題を交換する場所であったが、次第に専門化し、科学的な危険処理の研究の場となり、Insurance Management が漸次拡大され、Risk Management への認識の基礎を提供して来たのである。

なお初めは Risk Management と Insuracne management は同義に用いられたのであったが、しかし、時の流れにそって、しかも、企業が高度化し、複雑大規模な企業内外の危険の増大、技術革新、地域社会・消費者・国家との利害関係集団の関係も複雑となるに従って、企業危険の危険の複雑多様、この危険を如何に管理するか、科学的に、そして、高度な専門化された職能を遂行するための必要な制限をもつ、Risk Management の重要性が必要となって来たのである。

危険管理は、その呼称と実際上は、その相違があることは、いうまでもない<sup>(4)</sup>。「危険管理」に対する理論的な研究が、いまだ充分試みつくされていない現今の状態であり、ただ、今日の危険管理に対する多くのテキストや論文は、保険又は財務<sup>(5)</sup>の立場からの実務的な技術論に終始している状態である。すなわち、「危険管理」の「科学化」こそ、今日、問われなければならない問題である。

故に「危険管理」の対策と本質とを明らかにし、「危険」と「管理」の関係を、明確にすることが、その目標とされなければならないのである。

注(1) リスクは、古代ラテン語で *resicare*, 近代ラテン語では *risiquis* 又は *risus*, イタリア語では *risico*, *risco*, *rtisigo*, スペイン語・ポルトガル語では *risco* であり、フランス語では *risque* ドイツ語では *Risiko*. そして英語の *risque* 又は *risk* にあ

たる。

注(2) この用語が活字によって始めて著書に使用されたのは、A. H. Mowbray and R. H. Blanchard, *Insurance*. 4th. ed. 1955年の第36章であり、その章のタイトルが Risk Management. とせられた。

注(3) C. A. Williams., Jr. and R. M. Heins, *Risk Management and Insurance*, 1964 p. 24.

R. B. Gallagher, Position of the Risk manager in a Business Organization, Structure, in *Risk Management*, ed. by H. W. Snider, 1946. ならびに拙稿「これからの危険管理」駒大経営研究第2巻第3・4号参照

注(4) H. S. Denenberg and J. R. Ferrari, A Review Article—New Perspective on Risk Management. The Search for Principles, In the *Journal of Risk and Insurance*. Dec. 1966. pp. 660

注(5) R. I. Mehr and B. A. Hedges; *Risk management in the Business Enterprise*. 1963. Preface. Viii

## (2)

「危険管理」とは、その名の示す如く「危険」の「管理」である。

従って「危険管理」の本質を明白にするがためには「危険」なるものを、明確にすることが、必然の理というべきである。

「危険」とは何であろうか？ 企業における「リスク」とは何であろうか？

危険管理は、そのリスクを対象としているのである。「危険」なるものの認識は、今日まであらゆる学者によって、さまざまの意見がのべられていて、一義的に帰するところがないが、一応、主たる論者の見解を引用してみるとすれば、F. Knightは「測定可能な不確実性」<sup>(1)</sup>とのべ、A. Willett は、「望ましくない出来事の発生に関する対象化した不確実性」<sup>(2)</sup>とのべ、I. Pfeffer は、「確率によって測定された危険事情 (hazards) の結合」<sup>(3)</sup>とのべ、Mark. R. Greeneは「危険は経済的損失の発生に関する不確性」<sup>(4)</sup>とのべ、C. Arthur Williams Jr. and Rickard. M. Heinsは、「一定の状態に現存している可能な結果における変動」<sup>(5)</sup>とのべ、Karl Hax は「計画と現実との間のマイナスの相違の可能性、すなわち、計画された行為が失敗するもの自体、すなわち Risk」<sup>(6)</sup>というが如く、いろいろな学者によって、夫々定義づけているのであり、要は、「危険」は、心理的には、将来の予想せる結果と、その現実の結果との相違に対する不安、又

は、「不確実性」(certainty)といえるものであり、それは、生きているという根本的な事実内に内蔵する一要素である<sup>(7)</sup>ことはいうまでもない。

人間の存在そのものの認識という広い問題としてではなく、そのような本質をもった人間の行為のうちから、経済的行為(又は商行為)を描出した「危険」を対象とするものであり、その Risk の認識は、古代より——商行為(経済行為)の発生と共に、みられるのである。要するに、それは、認識にのみとどまるのみではなく、その認識に対する対価を要求したという事実である。

たとえば、古代バビロニアでの穀物取引をみれば、収穫の結果、需要量、品質に関して、不確実性——危険をとまなうことから、その取引上の融資家、債権者は、投資資本の利子に、「危険に対する利潤」を、上乘した高利を要求した事実が<sup>(8)</sup>あり、このような取引は、ギリシャ、ローマ時代、さらに、14世紀までの海上貸借(Mutuum Nauticum, Marine Loan)として、すでに発生している事実が顕著である<sup>(9)</sup>。それは、貸し手、債権者の側の金融と、危険の引き受けと、それに見合う高利の請求を本質としたのである。デモステネス、リビウス、キケロ、スェトニウスの著書は、その例を明白に示しているのである<sup>(10)</sup>。

さらに、後期スコラ哲学者達は、価格の要素を明確にせんとした際、リスクの引受費用を明示している。たとえば、ダンス・スコトス(Duns Scotus)は、危険負担を価格におりこまなければならないとし、アントニン・フォン・フローレンツは、費用の要素の一つに、「危険、商品の市場状況にもつ危険」をあげている<sup>(11)</sup>。この原則は、重商時代においても、それを踏襲したのであり、トーマスマン(Thomas Mun)の「完全なる商人の要件」に明示されている<sup>(12)</sup>とおりである。

近代経済学は、リスクを利潤(Profit)との間から取り上げた。スミス(Adam Smith)は、利潤というものが、ノーマルな状態においてさえも、資本の利子ではない一要素を含んでおり、それは事業を管理する作業の報酬であることを認め<sup>(13)</sup>、利潤の論争点を明白にし、後日の分析の基礎をすえた<sup>(14)</sup>。この論点を深めたのは、J. S. Millであった。彼において、利潤を構成する要素には、はっきりとリスク引受けに対する報酬が含まれるものとされ<sup>(15)</sup>後に、マーシャルが「経営の賃金」(Wages of Management)と称したのである<sup>(16)</sup>。かようにして、19

世紀に近代経済学者によって、利子と利潤が、経営という要因をもって分化され、利潤と危険との関係が、理論づけられたのであったが、しかし、それは、古代からの認識の理論化にすぎず、「危険」そのものの分析と定義づけは、必ずしも明確に理論化されたものではなかった。

- 注(1) F. H. Knight, Risk, Uncertainty and Profit, 1921, p. 20, p. 233  
 注(2) A. H. Willett, The Economic Theory of Risk and Insurance 1951, p. 6  
 注(3) I. Pfeffer, Insurance and economic theory, 1956, p. 42  
 注(4) Mark R. Greene, Risk and Insurance, 1962, p. 2  
 注(5) C. A. Williams and R. H. Heins, op. cit. p. 9  
 注(6) Dr. Karl Hax, Grundlagen des Versicherungswesens 1964, 印南・森宮共訳  
 「保険要論」 p. 24  
 注(7) F. H. Knight, Risk, Uncertainty and Profit, 1921, p. 347  
 注(8) D. Steffens : Kapital und Börse, Von Babylon bis Wallstreet, Ein Gang  
 durch die finanzielle Weltgeschichte, 1926, S. 5  
 注(9) G. M. Calhoun : Risk in Sea Loans : in Ancient Athens, Journal of Economic  
 and Business History vol. II, No. 4. Ang. 1930 pp. 561—584  
 注(10) Demosthenes : Private Orations, Loeb Classics, vol. 1., p. 283  
 Livy, lib. XXIII, ch. 49, Same Series, vol V. p. 164  
 Cicero : Epistle Ad Familiares; lib. II, Same vol. I, p. 164  
 Suetonius : Claudius, Same vol. II, p. 36  
 注(11) E. Leitherer : Geschichte der handels—und absatzwirtschaftlichen Liter-  
 atur, 1961, S. 22—23  
 注(12) Thomas Mun : England's Treasure by Foreign Trador, the Ballance of our  
 Foreign Trade in the Rule of our Treasure, 1664, p. 2  
 注(13) Adam Smith : An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of  
 Nations, 1776, Mordern Lib. 1965, p. 48  
 注(14) Joseph A Schumpeter : History of Economic Analysis, 1954  
 東畑精一訳, 「経済分析の歴史」第4巻, p. 1354  
 注(15) J. S. Mill : Principles of Political Economy With Some of their applications  
 to Social philosophy, 1848, Sec, I. ch, 15. Part II  
 注(16) Schumpeter : op. cit., 訳 1355

(3)

経済活動が拡大し、企業がその主体となって、経営経済学が生成登場して、学問的の講及が盛んとなるに従って、「危険」の分析の研究が新しく登場して来

た。

リスクの分析に、先べんをつけたのは、ウィレット (Allan H. Willett) である。彼は、1901年、彼の38歳のとき、コロンビア大学に博士論文を提出した。The Economic Theory of Risk and Insurance の論文である。

50年後、バッフアロー大学の教授 (専攻が、統計及び保険論の担当) であるロバート・リーゲル博士 (Dr Robert Riegel) の推挙によって、ヒューブナー財団研究叢書の一冊として出版され、今日では、保険に関する古典の一つとして、世に賞讃せられているのである<sup>(1)</sup>。

彼は、リスク分析の嚆始と唱れているナイト (Frank, H, Knight)<sup>(1)</sup>よりも、20年前に、彼は、彼の恩師クラーク (J. B. Clark) の講及された動態理論 (Dynamic Theory)<sup>(3)</sup>に立脚して、リスクの分析を進めたのである。

彼は、リスクを『好ましからざる出来事の発生に係る客体化された不確定性』<sup>(4)</sup>と定義して、そのリスクを、動態的なものと、静態的なものに分類したのであった。

動態的リスクとは、経済界における①労働量の変化、②資本量の変化③生産技術の変化④産業組織の変化⑤人間の欲求の変化によって惹起される企業のこうむることであろう危険であるとした<sup>(5)</sup>。

これに対して、このような経済の動態的な変化に依存しないまでも、企業は、損失をこうむる可能性の中に存在している状態であり、かかる状態下における、そのリスクも、当然、企業界にとっては、きわめて重大性あるがため、そのリスクもまた引き受けねばならないとして、このリスクを、彼は静態的リスクと称したのである。そして、その損失の機会の源泉を、次の4つに分けたのである。①火災、風災、水災等の無生物の力によって引き起こされるもの②カビ等の動物植物によって引き起こされるもの③財の所有者又は保管者の不注意に帰せらるるもの④他人の財への犯罪的行為によって引き起こされるもの<sup>(6)</sup>とした。

保険の対象に対して、彼は、静態的リスクのみを取扱うとは、明言してはいないのであるが、全体の内容からみて、そのような認識に立っていることは明白とすべきであろう。付保可能リスクと、付保不可能リスクという分類観念は、すでに、チューネン (G. H. Von Thünen) によって示されていたので<sup>(7)</sup>、ドイツ

歴史派経済学の影響を受けること大であったアメリカ経済学者にとって<sup>(8)</sup>、付保可能、不可能リスクの分類は、自明のことであった。

かように、ウイレットに至って、危険の分析がなされ、企業上における経済的環境の動的、静的状況から、企業のこうむる潜在的損失の二分化がなされたのであった。そして、保険を『個々の財的リスクを他の者又は団体への移転によってなされる資本の不確実な損失に対処するための準備金を用意する社会的方法』と定義し<sup>(9)</sup>その対象を静態的リスクと考えたのである。

ナイトにあっては、リスク対不確実性の論述は、第七章で取り扱われたのである。彼は、不確実性を分け、ア・プリオリな計算から、又は、過去の経験資料から、事象の集合に関する確率の分布が知られているものは、大数の法則による適用が可能であり、確率の測定が可能であるから、保険数理によって保険化され得る性質のものと、そのような測定が不可能な性質なものに、二分したのである。そして、前者をリスクと称し、後者を真の不確定性 (True Uncertainty) と称したのである。そして、それぞれ、付保可能危険と付保不可能危険と名付けたのである<sup>(10)</sup>。このように、ナイトは、リスクそのものを、そのものの性質——特にその測定化の可否——を基準として、二分化したのである。故に、彼によれば、「危険」とは、確率計算の可能な、付保可能リスク<sup>(11)</sup>をさしている。

ウイレットによって、二分された動態的リスクと静態的リスクは、必ずしも同じものではないとされながらも、その性質から投機的リスク (Speculative Risk) と純粹リスク (Pure Risk) とも分類されている<sup>(12)</sup>。この分類はモーブレーによってとられたものであった<sup>(13)</sup>。リスクの性質を検討すれば、動態的リスクと投機的リスクは、同じ性質であり、静態的リスクと純粹リスクは同じ性質である。そしてこのリスクの二双性にある各グループ間の相違は四つの点にみらるのである。

第1は、両方のリスクとも、不確実性を含んでいるが、静態的純粹的リスクの場合は、その不確実な結果は、損失をもたらすか否かということだけであるが、動態的投機的リスクの不確実な結果は、損失をもたらすか否かということだけにとどまらず、利益を生む結果をも期待出来るのである<sup>(14)</sup>。たとえば、機械の破損という純粹リスクの結果、破損が生ずれば企業にとって損失が起るし、生じな

ければ損失が生じないだけで、利益を生ずるわけではないが、これに対して、投機的リスクの好例であるギャンブルの場合、自分の勝敗の予想があたれば、利益を生ずるし、当らなければ損失が生ずるのである。

第2は、どちらのリスクも、統計的分析が有益でありうるが、静態的（純粹）リスクの固有の特性からして、プーリング（pooling）の適用がより有効に働く<sup>(15)</sup>。たとえば、時間の経過と共に変化がみらるるとしても、多くの機械工場の集合によって、その集合全体における次年度の火災損失の割合を予測することの方が、それらの機械の様式が旧式となっていく割合を予測することよりも容易なのである。

第3は、企業は、社会に有益な財又はサービスの生産、分配を行う上で、動態的リスクを引きうける多くの投資者「株主や金融資本家」ならびに事業家の意志と能力にたよっているのであるから、1つのグループとして動態的投機的リスクを引きうける人々は有益な社会的機能となる。しかし静態的リスクを引きうる投資者によって、社会は、何も利益をえない<sup>(16)</sup>。たとえば、薬品会社が新薬を研究することによって社会は、大きな利益を得るかも知れない。しかしその研究所の火災から社会は何も利益を得ることはない。

第4は、動態的リスクの場合は、社会が利益を得る結果になることから、企業は損失をこうむることもありうる。これに対し、静態的リスクの発生によって企業上、損失をこうむる場合、社会全体にとっても損失である<sup>(17)</sup>。火災によって、企業が損失をうけた場合、社会全体からみても、それは損失である。しかし経済の発展によって自動車が登場し、社会的には利益をあたえたが、馬車によって運送を行うことを業とする企業は、大損害をうけ、消滅せざるを得なかった。

このようにして、今日では、動態的リスク＝投機的リスク、静態的リスク＝純粹リスクとされ、リスクの性質をもって、二つのカテゴリーに分類されている。要するに、リスクとその損失結果とを結びつけた観念からのアプローチがとられており、ウイレットのいうリスクの環境や、ナイトのいうリスクそのものの性格のみにとどまるのではなく、リスクの存在から現出する結果、（損失と利益の不可能）までをも考慮の対象に含めた上での分類がなされている。ナイトの定義である「測定可能なる不確定性」や彼の理論を継承したプフェッファ（Irving



Pfeffer) の「確率によって測定されるハザートのコムビネーション」<sup>(18)</sup> なる定義はこのリスクの二双性の一面——つまり静態的純粹リスク——だけを指しているにすぎないのである。かくして今日では、リスクの定義をば、そうした一方だけを指すのではなく、両方のリスクを包括したものとするために「保険用語員委員会」(Committee on General Insurance Terminology) の定義にならいう「不確実性」とするのを普通とし、ほとんどのテキストはその定義にならっている<sup>(19)</sup>。

ナイトやプフェツファーの定義に従えば、さきにのべた如く、静態的リスクより厳密に言えば、付保可能リスクのみを意味することになるから、それに従うことは出来ない。それ故、「不確実性」という定義に問題があることをも考慮にしながら<sup>(20)</sup> リスクとは将来において、企業に財的損失を与える不確実性と定義するのが至当であると信ずる。

動態的リスクも静態的リスクをも含めらるるものである。

注(1) A. H. Willett : op cit., 1951 Foreward Vii

(2) Frank, H. Knight, Risk, uncertainty and Profit, 1921 をもって今日においても、最初の研究としているのは、論拠のないものである。

(3) クラークは、その著 Distribution of Wealth (1899) Essentials of Economic Theory (1907) 等をとおし、利子(及び地代)を上廻る剰余と考えられた企業利潤の大部分は経済過程の中の技術的、商業的又は組織的な動態的変化から生ずるものとし、さけることの出来ない静態的危険は、たいした比率を占めることのないものであるとした。従って、企業の静態的危険は、年間利益の小部分を留任しておくことで、対処できるとしたのである。

(4) Willett : op cit, p. 6

(5) Willett : op cit, p. xix

(6) Willett op cit p. 14—15

(7) J. H. Thünen : Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie, vol., 1826. vol 2. 1850, vol, 3. 1863, 3 d ed 1876. vol.I. S. 83. ff

(8) 猪谷善一, 経済史概論, S.47年, 第1章 経済史学の発達参照

(9) Willitt, op. cit, p. 72

(10) Knight : op cit p. 19—20

(11) ibid, p. 232

(12) A. H. Mowbray, R. H. Blanchard and C. A. Williams Jr. : Insurance, Its

Theory and Practice in the united States, 6 ed. 1969, p. 8

- (13) Albert H. Mowbray : Insurance, 1947. R. H. Blanchard, and C. A. Williams Jr. : op cit, p. 6
- (14) R. I. Mehr, and B. A. Hedges, Risk Management in the Business Enterprise, 1963, p. 13
- (15) *ibid*, p. 14
- (16) *ibid*.
- (17) *ibid*.
- (18) I Pfeffer : Insurance and Economic Theory, 1956, p. 42
- (19) H. S. Denenberg et al : Risk and Insurance 1964, p. 4  
Mark R. Greene : Risk and Insurance 1962, p. 2  
R.I. Mehr and Emerson Commack : Principles of Insurance, 1961, p. 18, Mehr and Hedges, op cit, p. 3 等。
- (20) その定義の問題点については  
H. S. Denenberg and J. R. Ferrari, op cit, pp 654 を参照